

沖縄県介護事業所等省エネ設備導入緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、エネルギー価格高騰の長期化に直面する介護事業所等の環境リスクへの対応力強化を図り、もって安定的な介護サービスの提供を継続させ、省エネルギー設備等の導入に要する経費について当該介護事業所等を支援するため、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）」（令和5年11月29日府地創第327号）に基づく「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、これらを運営する法人等に対し、予算の範囲内において沖縄県介護事業所等省エネ設備導入緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、制度要綱及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象経費は別表1のとおりとし、補助対象事業所、補助上限額及び補助率は別表2のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書に係る書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定)

第4条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書により、当該申請をした者に補助金の交付決定額を通知する。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）は、規則、本要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。

ア 補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更

イ 補助対象経費の総額の20%以内の減少

ウ 補助事業に要する経費の配分の20%以内の変更

エ その他知事が必要と認めるとき。

- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないことが明らかになった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して、転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄又は担保等に供することをいう。以下同じ。）しようとする場合には、あらかじめ、知事の承認を受けること。

（変更申請）

第6条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、変更承認申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（中止又は廃止申請）

第7条 補助事業者は、事業を中止又は廃止する場合は中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年1月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第13条第1項ただし書の規定により申請する事業者においては、交付決定の日から30日以内に事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条の報告を受けたときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者

に通知するものとする。

- 2 知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するに当たり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

(補助金の支払)

第 10 条 知事は、前条の額の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けるために、請求書を知事に届け出なければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第 11 条 知事は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、提出書類に虚偽の記載があった場合及び誓約事項に反した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象経費の全部又は一部が生じなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

- 4 第 2 項の返還及び前項の加算金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 5 知事は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

- 6 第 1 項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(取得財産等の管理及び処分の制限)

第 12 条 補助事業者は、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等の法定耐用年数の期間内において、当該取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の取得財産等のうち、処分を制限する財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上であるものとする。

4 知事は、第 2 項の規定により取得財産等の処分を承認した場合において、当該補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

（交付決定前着手及び遡及適用）

第 13 条 補助事業は、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、令和 8 年 4 月 1 日以降に、既に機器の契約、購入又は施工を行った事業所についても、適切な根拠資料が提出されることを条件に、遡及して補助対象とすることができる。

2 事前着手を行おうとする者は、あらかじめ、交付決定前事前着手届を知事に提出するものとする。ただし、既に事業が完了している場合等、やむを得ない事情があると知事が認めるときは、交付申請時の書類提出をもってこれに代えることができる。

（関係書類の保管等）

第 14 条 補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産のうち、1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は法定耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（検査及び報告）

第 15 条 知事は、補助金の適正な執行の確保のため、必要に応じて補助事業者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

（暴力団の排除）

第 16 条 次に掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 自己又は自社の役員等（役員等とは、法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）が、次のいずれかに該当するもの。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）関係者

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和 8 年 9 月 11 日から施行し、令和 8 年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに補助を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表 1（第 2 条関係）

事業区分	補助対象経費	説明
介護事業所等省エネ 設備導入緊急支援事 業	委託料	機器等の設計費等
	工事費	配管、配電等の工事に必要な経費
	備品購入費	機器等の購入、既存設備の撤去等 に必要な経費

- ※ 1 補助対象経費は事業に直接必要なものに限り、消費税及び地方消費税を含めない。
- ※ 2 他の補助金等を受けて事業を実施する場合、当該他の補助金等の補助対象となる経費は、本補助事業の対象としない。

別表 2（第 2 条関係）

事業所・施設等の種別	補助上限額	対象地域／補助率
【施設・入所系】 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症対応型共同生活介護事業所 特定施設入居者生活介護事業所 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 生活支援ハウス 【通所系】 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 【訪問・居宅等支援系】 訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与（福祉用具販売）事業所	1 事業所当たり 1,000 万円	沖縄本島地域：3／4 離島地域（※1）：4／5

※1 対象地域のうち「離島地域」とは、沖縄振興特別措置法第 3 条第 3 号に基づき指定された本県内の離島（※沖縄本島を除く）を指す。

※2 対象事業所・施設等について、令和 8 年 4 月 1 日（基準日）時点で指定等を受けているものであり、また、今後も事業を継続する意思のある事業所等で、申請時に休止・廃止しているものは含まない。

※3 保健医療機関における医療みなし事業所は含まない。また、以下のサービスについては、次のとおり取扱う。

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・福祉用具貸与事業所は、福祉用具販売と両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所と、訪問型は訪問介護事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。